



地震に備える

耐震改修助成事業をご利用ください

地震は防ぐことができない自然災害です。いつ起こるか予測できませんが、備えることで被害を少なくすることができます。市は、木造住宅の耐震診断、耐震改修などの助成事業を実施しています。助成事業の件数には限りがありますので、早めに申し込みください。

市が助成する耐震改修事業

区分	木造住宅		地域集会施設		ブロック塀などの撤去	生垣などの設置
	耐震診断	耐震改修	耐震診断	耐震改修		
事業内容	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことにより、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	専門家による地域集会施設の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことにより、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを撤去する場合、その費用の一部を補助します	危険なブロック塀などの撤去に伴い、新たに塀を設置する場合、その費用の一部を補助します
補助対象	下記の全てに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ③過去に市の耐震診断、または改修計画を受けていない住宅	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した住宅、もしくは今後受ける耐震診断の構造評点が1.0未満の住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上になる住宅	下記の全てに該当する施設 ①昭和56年5月31日以前に着工した地域集会施設 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの地域集会施設 ③過去に市の耐震診断の助成を受けていない地域集会施設	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した地域集会施設、もしくは今後受ける耐震診断の構造評点が1.0未満の地域集会施設で、改修工事完了後の構造評点が1.0以上になる地域集会施設(構造評点が0.7未満の場合、建て替えも可能)	①公衆用道路などの路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60cm以上) ②平成14年度以降の実態調査、または今後受ける実態調査で「D・E」判定のもの ③一部撤去の場合、路面からの高さを50cm以下に改修する場合	①危険なブロック塀などの軽量な塀の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で植栽 ③高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置
助成内容	市負担額=14万円 個人負担額=8300円(200平方m以下)~39200円(340平方mを超える) ※住宅の延べ床面積によって異なります	上限=85万円 補助率:対象経費の25分の17 工事内容により、次の加算制度があります ①10万円以上のリフォーム工事を同時に実施する場合 上限=25万円 ②リフォーム工事をしない場合 上限=15万円	上限=16万5600円 補助率:対象経費の3分の2	上限=66万6千円 補助率:対象経費の3分の2	補助額=4千円/平方m 上限=15万円 ※隣家との境界や、住宅敷地内などの通路に面しているブロック塀などは対象外になります	補助額=4千円/平方m 上限=10万円 補助率:対象経費の3分の1
助成件数	6件	本年度は受付終了	1件	1件	2件	2件
申込期限	令和元年12月13日(金)まで ※木造住宅耐震改修は、本年度の受付件数が上限に達したため終了となりました					
申込方法	申込用紙に必要事項を記入の上、建設部営繕課(中田庁舎2階)まで申し込みください					
問い合わせ	建設部営繕課(営繕係) ☎0220(34)2446					

※建物の規模や改修内容などの状況により、助成金額や個人負担額が違う場合があります
※各事業とも年度ごとの事業になります。申し込み時期により制約などがある場合もありますので事前に相談ください

04 消費税10%への負担軽減 プレミアム付商品券事業

プレミアム付商品券事業の実施について

5千円分の商品券を4千円で、対象者1人当たり最大5セット購入できるプレミアム付商品券事業を実施します。
【購入対象者】①住民税が非課税の人②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主
【申請方法】①の人は、市が7月下旬に送付する申請書に必要事項を記入し、申請してください②の人は申請不要
※購入引換券の交付決定通知を9月下旬から発送し、10月1日から販売開始になります。販売場所などの詳細は交付決定通知でお知らせします
【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)
☎0220(58)5552

【申請方法】①の人は、市が7月下旬に送付する申請書に必要事項を記入し、申請してください②の人は申請不要
※購入引換券の交付決定通知を9月下旬から発送し、10月1日から販売開始になります。販売場所などの詳細は交付決定通知でお知らせします
【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)
☎0220(58)5552

商品券の取扱店を募集します

プレミアム付商品券事業の取扱店になるには、市内3商工

会のいずれかの会員であることが条件です。現在会員でなくても新たに会員になれば、取扱店になることができます。

【登録方法】市内3商工会の本所および支所にある登録届出書に、必要事項を記入し、印鑑を押印して提出してください。商品券の換金方法などの詳細は、登録時に説明します

【受付期間】6月25日(火)~7月10日(水)までの午前9時~午後5時(土日、祝日を除く)

【受付場所】登米中央、みやぎ北上、登米みなみ商工会本所および各商工会支所

【持参物】印鑑

【問い合わせ】登米中央商工会本所 ☎0220(22)3681
石越町支所 ☎0228(34)2064
みやぎ北上商工会本所 ☎0220(34)3255
登米支所 ☎0220(52)2259
東和支所 ☎0220(45)2121
津山支所 ☎0225(68)2443
登米みなみ商工会本所 ☎0220(55)2331
豊里支所 ☎0225(76)3274
南支所 ☎0220(58)2666

05 市奨学金貸付予約奨学生を募集

市は、令和2年4月以降に進学・進級する希望者に、奨学金を貸し付けます。

市育英資金・浅野兄妹奨学資金貸付について

【校種】国内の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程および専門課程に限る)、短科大学、大学(大学院を除く)
【貸付月額】

区分	貸付月額	
	自宅通学	自宅通学以外
高等学校	1万円以内	3万円以内
高等専門学校	4万円以内	5万円以内
専修学校	4万円以内	5万円以内
短期大学	4万円以内	5万円以内
大学	4万円以内	5万円以内

【貸付期間】正規の修業期間内に当てはまること
▼人物
市内に在住し、生計の基礎が市内にあり、心身ともに健康な人

▼学力
最終学年の直近の成績が学年評定3.5以上、または成績順位が上位50%以内の人
▼家計
経済的理由により修学が困難な人

上杉奨学金貸付について

【校種】大学
【貸付年額】50万円以内
【貸付期間】▼医学部、獣医学部など
6年以内
▼それ以外
4年以内
【応募資格】市内に在住し、学資支払いが困難な人

奨学金共通事項について

【募集人数】予算の範囲内
【募集期間】7月1日(月)~9月5日(木)(土日、祝日を除く)
午前8時30分~午後5時15分受け付け

【奨学資金の貸し付け】
▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学金の重複応募はできません
▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、日

本学生支援機構など、他の機関が運営する奨学資金を借りている、または借りることが決定している(見込みを含む)場合は貸し付けできません

【採用方法】奨学生選考委員会で審査し、教育委員会で決定(令和元年10月開催予定)

【応募書類】①奨学生願書(様式第1号)②学校長推薦書(様式第2号)③健康診断書(任意様式)④学校発行のものでも可⑤住民票謄本(世帯全員の可)⑥住民票記載のもの⑦平成30年度納税証明書(世帯全員分および連帯保証人分)⑧平成30年中の世帯全員の収入が分かる書類⑨所得控除の記載がある所得証明書(確定申告書または住民税申告書の写し、事業収入などがある場合は収支内訳書の写し、給与収入だけの場合は源泉徴収票の写しでも可)

※①と②は市公式ホームページからダウンロードできます
【申し込み問い合わせ】教育委員会教育部教育総務課(総務係)
☎0220(34)2670